

平成31年度（2019年度）

船橋市環境衛生監視指導計画

船橋市保健所衛生指導課

目次

第1 基本方針

第2 監視指導計画の実施期間、対象施設及び対象者

- (1) 実施期間
- (2) 対象施設等
- (3) 対象者

第3 監視体制

- (1) 監視指導の実施体制
- (2) 厚生労働省、環境省及び関係自治体との連携
- (3) 庁内担当部局との連携

第4 監視指導

- (1) 監視予定回数
- (2) 違反を発見した際の対応

第5 重点取組事項

- (1) レジオネラ症防止対策
- (2) 理容所及び美容所における消毒の徹底
- (3) まつ毛エクステンションによる健康被害の防止
- (4) 旅館業法及び民泊サービスの動向に応じた対応
- (5) 貯水槽の衛生管理

第6 生活衛生に関する情報提供及び普及啓発

- (1) ホームページ、広報誌等による生活衛生に関する情報の提供
- (2) 講習会の実施
- (3) 啓発資料の配布
- (4) 生活衛生同業組合との協力

第7 感染症等健康被害発生時の対応

- (1) 原因究明
- (2) 被害拡大及び再発の防止
- (3) 健康被害状況についての公表

第8 施設営業者等の自主的な衛生管理の促進

- (1) 自主管理記録の作成及び保存
- (2) 表彰の実施

用語解説

第1 基本方針

船橋市は首都圏にありながら、都市と自然が調和した暮らしやすいまちである。沿岸部には恵み豊かな干潟である三番瀬、内陸部には工業地、商業地、住宅地、農地が広がり、バランスのとれた産業に加え、市民が主体となった活発な文化、スポーツ活動など、市民力と都市力を兼ね備えたまちであり、工業地や商業地を中心に市内外を問わず多くの人々が訪れている。また、全国的に人口減少が懸念される中、本市は今後も人口の自然増加が見込まれている。

こうした本市の特徴と、63万人を超す市民が暮らす都市として、市民の生活に不可欠な理容所、美容所、クリーニング所、公衆浴場等の生活衛生関係営業施設は約1,600施設ある。そのうち、旅館及び興行場（映画館等）は約70施設、大型ショッピングセンター等もあり、市外から船橋市を訪れる人々が安心して施設を利用できるよう、適正な衛生管理、確保が重要となっている。

これらの施設に対し、船橋市保健所では関係法令に基づき営業施設の許認可、立入検査、衛生管理指導及び啓発を効率的に実施するために「平成31年度（2019年度）船橋市環境衛生監視指導計画」を策定した。

この計画により、市民及び市を訪れる人々の安心、安全な生活を確保し、また、健康被害を未然に防ぐための取り組みを推進する。

第2 監視指導計画の実施期間、対象施設及び対象者

（1）実施期間

平成31年（2019年）4月1日から平成32年（2020年）3月31日まで

（2）対象施設等

1）生活衛生関係営業施設

- ① 理容所（理容師法第11条の2に規定する施設…床屋、シェービング専門店等）
- ② 美容所（美容師法第12条に規定する施設…美容室、まつ毛エクステンション専門店等）
- ③ クリーニング所（クリーニング業法第5条の2に規定する施設）
- ④ 興行場（興行場法第2条第1項に規定する施設…映画館、文化ホール等）
- ⑤ 旅館業（旅館業法第3条第1項に規定する施設…旅館・ホテル、簡易宿所等）
- ⑥ 公衆浴場（公衆浴場法第2条第1項に規定する施設…一般公衆浴場、スーパー銭湯、サウナ、岩盤浴等）

2）その他の施設等

- ⑦ 温泉（温泉法第15条第1項に規定する施設）

- ⑧ 特定建築物（建築物における衛生的環境の確保に関する法律第2条第1項に規定する施設）
- ⑨ 建築物登録業（建築物における衛生的環境の確保に関する法律第12条の2第1項に規定する登録）
- ⑩ 遊泳用プール（船橋市遊泳用プール指導要綱第2に規定する施設）
- ⑪ 化製場等（化製場等に関する法律第9条第1項に規定する施設）
- ⑫ 水道関係施設（水道法第3条第6項に規定する専用水道及び船橋市小規模水道条例第2条第2項に規定する小規模専用水道）
- ⑬ 家庭用品（有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律第2条第1項に規定する製品）

（3）対象者

営業者（開設者）、管理者、従業者、出張業務を行う理容師及び美容師、責任者、維持管理権原者、登録業事業者、他

第3 監視体制

（1）監視指導の実施体制

生活衛生関係営業施設の監視指導のほか、健康被害発生時の調査及び被害拡大の防止等に係る業務は、衛生指導課環境指導係が担当する。

（2）厚生労働省、環境省及び関係自治体との連携

各種会議及び協議会を通じて、生活衛生に関する問題、監視指導状況及び衛生対策について情報交換等を行う。また、千葉県、千葉市及び柏市との間においては、生活衛生業務担当者会議、研修会等において生活衛生に関する情報交換等を行い、緊密な連携を図る。

（3）庁内担当部局との連携

興行場法、旅館業法及び公衆浴場法に規定する施設の防火対策の強化に向けて、建築部局、消防部局等の関係機関との情報共有に努める。

レジオネラ症の発生、拡大防止を目的として、病院、社会福祉施設等に対して正しい知識を提供できるように、衛生管理に関する助言、指導を庁内担当部局と連携して行う。レジオネラ症発生時には、保健総務課結核感染症係等と情報を共有し、連携を図る。

また、関係機関より求めがあった場合には、適宜、情報提供を行うなど連携して安全対策を徹底する。

第4 監視指導

対象施設に立ち入り、施設の管理状況や衛生状態等関係法令に規定される事項を確認し、その遵守徹底を指導する。また、営業施設の衛生的な環境を確保するために、

危害度を考慮の上、必要に応じて各種測定機器（残留塩素測定器、水素イオン濃度測定器、粉じん計等）を用い、科学的根拠に基づいた監視指導を行う。

家庭用品については、家庭用品監視員が市内販売店にて検体を購入し、委託検査機関にて検査する。基準値を違反した場合は、製造、販売業者等に回収や販売中止の指導を行う。

（１）監視予定回数

対象施設別の立入予定回数は以下のとおりとする。なお、重点的に監視指導を実施すべき施設については、立入回数に上限を設けることなく、必要に応じて実施する。

対象施設	監視回数
理容所	3年に1回以上
美容所	
クリーニング所	
興行場	
旅館業	1年に1回以上
公衆浴場	
温泉	
特定建築物	3年に1回以上
建築物登録業	更新時等の実情に応じて実施
遊泳用プール	1年に1回以上
化製場等	1年に1回以上
水道関係施設	専用水道、小規模専用水道は1年に1回以上
家庭用品	夏期・冬期（年2回）

（２）違反を発見した際の対応

監視等の結果、違反を発見した場合はその場において改善指導を行う。違反が軽微な場合であって、直ちに改善が図られるもの以外は、書面により改善指導を行い、改善処置状況の確認等を適正に行う。違反が悪質な場合は告発を行う。

第5 重点取組事項

（１）レジオネラ症防止対策

入浴施設における感染症のうち、特にレジオネラ症に重点を置き、予防対策を講ずる。

入浴施設には循環ろ過装置、気泡等発生装置等様々な設備があり、レジオネラ症を防止するためにはその設備に応じた衛生管理が不可欠である。

平成25年2月に発生した市内公衆浴場を原因とするレジオネラ症感染事例を受け、

公衆浴場（サウナ、岩盤浴等を除く）及び旅館業の全施設を対象に行政検査を実施した。

平成30年度は対象施設を福祉施設へ拡大し、一般浴槽だけでなく機械浴を含めレジオネラ属菌の検査を実施し、この検査で得た結果から、レジオネラ属菌が検出された関係施設に対して改善指導を行い、措置を完了している。

平成31年度（2019年度）は、引き続き対象施設、設備を拡大して実態を把握し、関係施設に対してより適切な衛生管理指導を行う。

（2）理容所及び美容所における消毒の徹底

理容所及び美容所における施術の際、手指、使用した器具、タオル及び布類は適切な方法で消毒しなければ感染症を引き起こす恐れがあるため、消毒を徹底する必要がある。適正な消毒方法について理容所、美容所の監視時に資料を配布する等して周知、指導することにより、施設の衛生水準向上を図る。

（3）まつ毛エクステンションによる健康被害の防止

近年、まつ毛エクステンションの施術を行う営業施設が増加している。まつ毛エクステンションは目に近い部分を施術するため多くの危険を伴うが、これにより事故等が起こることのないよう、監視時に美容所営業者等への注意喚起及び衛生措置に係る指導を行う。また、市民等から美容師法違反のおそれがある事例の相談、情報等が寄せられた場合は、事実確認の上、必要な指導等を行う。

（4）旅館業法及び民泊サービスの動向に応じた対応

平成30年6月に旅館業法の一部が改正されたことに伴い、船橋市旅館業法に基づく衛生に必要な措置等を定める条例について、法令との整合性を踏まえて改正し、その内容を旅館業関係者に周知した。改正内容としては、無許可営業者に対する規制が強化され、施設基準が大幅に緩和された。また、住宅宿泊事業法が平成30年6月に施行されたことから、今後は自宅の一部、マンションの空き室等を活用した民泊サービスが一層増えるものと予想される。

自宅の一部等を活用した旅館業営業者の中には、宿泊施設としての衛生管理に不慣れなものもいるため、継続した衛生管理ができるように指導を行う。

無許可営業者の情報が寄せられた場合は、事実確認の上、必要な指導等を行う。

（5）貯水槽の衛生管理

法律及び条例に規定する施設の貯水槽は、年1回の清掃及び管理状況検査または自主点検が義務付けられており、これを怠ることで飲料水が汚染され、健康被害を招く恐れがある。点検はひび割れや腐食等、貯水槽の状態を確認する意味でも必要不可欠である。

立入検査時に清掃及び管理状況検査または自主点検が未実施であった場合には後日報告を求める等指導を行う。

第6 生活衛生に関する情報提供及び普及啓発

(1) ホームページ、広報誌等による生活衛生に関する情報の提供

市民や営業者等に対し、ホームページ、広報誌等により生活衛生に関する情報を提供する。

(2) 講習会の実施

千葉県習志野保健所と隔年にて講師を派遣している千葉県理容生活衛生同業組合船橋支部主催の衛生講習会及び組合員以外も参加可能な保健所主催の理容業衛生講習会を開催した。平成31年度（2019年度）は、美容師を対象とした衛生講習会を実施する。

また、平成30年度に引き続き、公衆浴場（サウナ、岩盤浴等を除く）、旅館業営業施設、遊泳用プール、病院、老人福祉施設等を対象としたレジオネラ症防止対策衛生講習会を実施する。

(3) 啓発資料の配布

市民及び営業者に対し、生活衛生に関する資料を保健所窓口を設置し、情報提供を行う。また、立入検査時には従業者等に直接配布する。

(4) 生活衛生同業組合との協力

生活衛生同業組合を通じて、事故に関する情報提供、国からの通知の案内等を行う。

第7 感染症等健康被害発生時の対応

(1) 原因究明

本計画における対象施設及び対象者に関連して、感染症等による健康被害が発生した場合は、患者の症状、行動調査等を適切に行うとともに、関係部局との緊密な連携を図り、迅速な原因究明を行う。

(2) 被害拡大及び再発の防止

必要に応じて、通報、告発、業務・営業停止等の行政処分、施設の清掃及び消毒の指導並びに営業者等に対する衛生教育を行い、健康被害の拡大及び再発の防止に努める。

(3) 健康被害状況についての公表

感染症予防及び健康被害拡大防止の観点から、感染症発生状況等について営業者及び市民への周知を図るため、必要な情報については、可能な限り速やかに公表する。

第8 施設営業者等の自主的な衛生管理の促進

(1) 自主管理記録の作成及び保存

「環境衛生関係営業施設における自主管理点検表の制定について」（昭和63年10月18日付け衛指第215号、厚生省生活衛生局指導課長通知）に基づき、営業施設の衛生管理に係る記録の作成及び保存を推進する。立入検査の際に記録を確認し、日

常の衛生管理状況の把握に努める。

(2) 表彰の実施

監視結果に基づき衛生管理が特に優良である施設を表彰することにより、営業者による自主的な施設の衛生管理の向上を図る。

用語解説

【か行】

○化製場

化製場等に関する法律に規定する施設で、他に死亡獣畜取扱場、動物の飼養収容施設がある。現在、船橋市内においては動物の飼養収容施設のみがある。

動物の飼養収容施設とは、指定する区域内において、政令で定める種類の動物を、都道府県の条例で定める数以上に飼養収容するために許可された施設。

○家庭用品

主として一般消費者の生活の用に供される製品。衣類、洗浄剤、接着剤等は「有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律」により、有害物質の含有量等が規制されている。

○気泡等発生装置

浴槽に設置して気泡を発生させる装置をいう。一般にジャグジー浴槽、ジェット風呂、泡風呂等と呼ばれる設備で使用されている。エアロゾル（ミスト状の細かい水滴）を発生させるため、レジオネラ属菌が含まれた水を吸い込みやすくなる。

○許認可

新しく営業を始める施設に対して、法律に基づく許可をおろしたり、確認をしたりする業務をいう。

○建築物登録業

建築物の衛生的環境を確保するために建築物の環境衛生上の維持管理を行う事業者が、適切にその業務を遂行するように資質の向上を図っていく目的で作られた制度。建築物清掃業、建築物空気環境測定業等 8 業種がある。

【さ行】

○出張業務

理容所又は美容所（以下理美容所）以外の場所で理容師又は美容師（以下理美容師）が理容又は美容（以下理美容）の業を行うことをいう。

船橋市内で出張業務を行うことができる要件は、①疾病その他の理由により、理美容所に来ることができない者に対して理美容を行う場合、②婚礼その他の儀式に参加する者に対してその儀式の直前に理美容を行う場合、③特別養護老人ホームその他これに類するものに入所している者に対し理美容を行う場合、④演芸等（演芸、音楽、講演その他の公衆に見せ、又は聞かせるものをいう。）に出演する者に対して、その演芸等の直

前に理美容を行う場合の４つの場合である。

船橋市内において理美容所以外の場所出張業務を行う場合には、衛生確保の観点から保健所への届出制度をしいている。ただし、船橋市内の理美容所の従業者である理美容師が所属している施設の洗浄、消毒設備を利用して出張業務を行う場合は、既に保健所で理美容師の免許証、診断書、消毒等の衛生状況の確認ができていたため届出を不要としている。

○循環ろ過装置

浴槽の湯を繰り返し利用するものを循環式浴槽という。湯は繰り返し使うことにより、水質が悪くなるため、髪の毛やごみを取る集毛器や、入浴者が持ち込んだ汚れ、細かいごみ等を取るろ過器を通過して循環する構造になっている。

ろ過器は、ステンレス等でできた金属容器の中に、ろ材である砂や珪藻土^{けいそうど}等が入っている構造が一般的である。この中を汚れた湯を通過させることにより、汚れをこし取るためろ過器自体がレジオネラ属菌により汚染されやすく、定期的な洗浄や消毒が必要である。

○生活衛生同業組合

「生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律」に基づいて政令で定められているもので、理容業、美容業、興行場営業（映画、演劇、演芸に係るもの）、旅館業、浴場業、クリーニング業の業種ごとに都道府県ごとに組織することができる組合のことをいう。

○施術

本計画においては、理容所、美容所で理容師、美容師が客に対して行う行為のことをいう。具体的には、理容所における頭髮の刈込、顔そり、美容所におけるパーマネントウェーブ、結髪、化粧等の行為をいう。

【た行】

○特定建築物

建築基準法に定義された建築物であり、次に掲げる特定用途に使用されていること。また、その特定用途に使用される延べ床面積が3000㎡以上であること（学校教育法第1条に定められている学校については8000㎡以上）。

＜特定用途の種類＞

興行場、百貨店、集会場、図書館、博物館、美術館、遊技場、店舗、事務所、学校、旅館

【ま行】

○民泊サービス

住宅（戸建住宅、共同住宅）の全部又は一部を活用して宿泊サービスを提供すること。
一般的には、住宅宿泊事業法による住宅事業の届出を行う、若しくは簡易宿泊営業として旅館業法の許可を受けて民泊サービスを行う。

【ら行】

○レジオネラ症

<病原体>

レジオネラ属菌（細菌）

<感染源>

土壌、循環式浴槽水、プール水、冷却塔（空気調和設備に使用される水の温度を下げるため、屋上などに設置された冷房設備の一部）の水、加湿器の水、噴水の水等。

<感染経路>

エアロゾル、粉じんの吸入、誤嚥（^{ごえん}飲食したものが誤って気管、肺に入ってしまうこと）等。

<症状>

	レジオネラ肺炎	ポンティアック熱
主 な 症 状	高熱、呼吸困難、筋肉痛、吐き気 下痢、意識障害	発熱、寒気、頭痛、筋肉痛、倦怠感
潜 伏 期 間	2－10日	1－2日
特徴	急激に重症化し死亡することもある。	一般に軽症で数日で治ることが多い。

※潜伏期間とは、病原体に感染してから、体に症状が出るまでの期間をいう。